

ゆりほんじょう市

農業委員会 だより

第2号

平成18年8月 発行

発行 由利本荘市農業委員会

〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17

TEL 0184-24-6258

FAX 0184-24-6396



(鳥海地域) 真坂重孝さんの圃場

— 表紙によせて —

平成十七年度より鳥海地域を中心とする農家十八戸、面積二・五ヘクタールで始まった「鳥海りんどう」が今年七月中旬より初収穫期を迎えた。

初出荷を祝い、七月十一日鳥海町の紫水館において、生産者や関係者が出席してデビュー式典が行なわれました。地域の特性を生かした「鳥海りんどう」の産地化を目指し、由利本荘市の新しい特産品の一つとして期待されています。



“集落営農に思う”

会長職務代理者 鈴木 博

農耕民族のDNAを引き継いできた私たちは、青田が整然と並ぶ田園風景を目にする
ことで何時も癒されるが、そんな穏やかな景観からは想像できないほど農業、農村は今深刻な状況にさらされている。

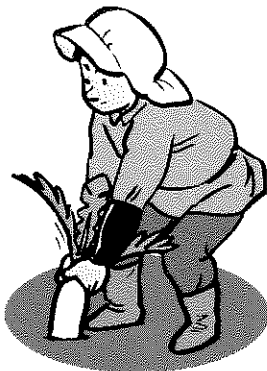
その最たるものは、世界経済という潮流の中で極めて自給率の低い主食の米を始め、農産物の悉くに市場原理が導入され、約四十年前に始まった減反政策の継続に加え、著しい米価の下落で農業の疲弊と農村の崩壊が急速に進行していることである。

国はこうした状況打破を目的に食料基本計画を定め、農業、農村の存続のために認定農業者制度を発足させたのであるが、この補完策として更に品目横断的経営安定対策を成立させ、一定の経営面積、經理の一元化などを条件とした集落営農組織をも新たに担

い手として位置づけた。

四月下旬に開催した地元集落営農組織検討会では、農業、農村の現状に危機感を大にする声が出た反面、体力の限界を理由に営農継続に否定的な声も多く出るなど、集落営農に相反する考えがあり一筋縄でいかないことが浮き彫りにされた。

しかし、農業も農村もこれ以上に疲弊、崩壊させてはならない・・・そんな強い決意で全体の合意形成を図り、農業農村の永続の為に集落営農の組織化を強力に推進して行きたいと思う。



“秋田由利牛”の肥育にチャレンジ!

大内地域の菊地秀和さん(三二歳)は、一昨年『脱サラ』し、県内屈指の肥育農家、高橋長寿さん(秋田市)の農場で実践的な二年間のフロンティア農業研修を積み、四月から地域ブランドである秋田由利牛の肥育に新規就農者として取り組んでいる。

二百頭規模の肥育牛舎を、十八年度県単の補助事業“あなたと地域の農業夢プラン応援事業”を利用して建設中で、秋には本格的に肥育経営を開始する予定とのこと。現在は、父の仕事(繁殖経営)を手伝いながら牛舎の完成を心待ちにしている。

また、今年三月には“ゆとりと安定した農業経営”を確立するため、家族経営協定を結ぶとともに認定農業者制度を有効活用し、生産コストの低減と高品質な牛肉生産を心がけ、将来は法人化を目指している。
由利地域は、古くから有数



の繁殖牛産地として県外からも高い評価を得ているものの、肥育への取組が少なく、十八年度から由利地域振興局をはじめ、市・JA・商工会等が一丸となって、秋田由利牛の肥育チャレンジプロジェクトを立ち上げ、本格的な肥育の産地化と生産拡大に取り組んでいて、現在七七〇頭の肥育牛を、三年後には一二〇〇頭までの増頭を見込んでいる。

秋田由利牛は東京日本橋の三越デパート本店で全国ブランドの松阪牛・神戸牛等と肩を並べて販売されており、大好評を得ている。

地元でもAコープやマックスバリュ・道の駅等で販売されている。

(菊地さんからの一言)

将来は夫婦で精肉販売もできればいいなと思っています。何事も夫婦で協力し合って頑張りたいと思います。

先進事例 「折林集落」

平成十九年度から、これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換することは、戦後の農政を根本から見直すものです。そのような中で、いち早く営農組合を設立した集落があります。

由利本荘市松ヶ崎の折林集落です。総戸数三十五戸の内、農家は二十九戸で総耕地面積は三十九・七ヘクタール、現在は水稻十九・八ヘクタール、大豆は七ヘクタールを耕作しています。

平成三年、農家七戸で「折林水稻生産組合」を設立、三十名規模のミニライスをセンターを建設し、集落営農の基礎となる。平成五年に収穫作業の受託を始め、刈取り面積は集落外を含め三十二ヘクタールの実績となっている。

平成十六年に「米政策改革」

がスタートし、「担い手経営安定対策」が創設されたのに伴い、稲作所得確保の為に平成十六年五月に「折林集落営農組合」を設立。

又、中山間地直接支払制度や、集落営農の組織化により、集落全体での環境保全と農業を守る体制が整った上、集落を超えた作業委託も増加し所得向上が図られた為、小規模農家も加入補てん制度のメリットが得られ、結束力が強化された。

町内会役員を登用することにより、話し合いや活動計画がスムーズに行える環境をとっている。

平成十七年九月には「折林ファーム」として法人化。

今後の活動目標は、担い手の育成と農地集積。稲作コストの低減、転作作物の団地化、ブロックローテーション。転作作物の見直しによる主た

る従事者の他産業並の収入確保。

折林ではこのように積極的に取り組んでいますので、皆様も是非この機会に集落営農について話し合いを持たれ、組織化をご検討ください。



がんばる農家を応援します！

- ◎これから“農業を始めたい方”
- ◎さらに“経営規模を拡大したい方”
- ◎畜産農家の“経営診断”
- ◎農・畜産物の“安全・安心をバックアップ”
- ◎産地づくりに向けた“優良種苗の供給”

※詳しくは農業委員会にお尋ね下さい!!

秋田県農業公社
018-884-5511

魅力的な農業経営は 家族内の話し合いから

家族経営協定に取り組もう

農家の経営と生活に役立つ
全国農業新聞を
読みましょう

発行所 全国農業会議所
購読料 1ヶ月600円
毎週1回発行・自宅直送

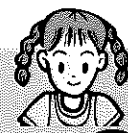
お申込みは農業委員会へどうぞ!!
(お電話で結構です。24局6258番)

家族農業経営の将来展望を切りひらくためには、家族内における話し合いの積み上げが起点となります。家族構成員の一人一人が自らの意思で発言し、経営・生活の現状把握を行うとともに、将来に向けた目標の樹立やその実現のための具体的な取り組み方を明らかにすることが大切です。

こうした家族内の話し合いを進める際に、家族経営協定の締結は有効な手段となります。家族経営協定は、女性や若者の経営参画を促し、家族農業経営をいわば家族構成員みんなで作る共同経営（パートナーシップ経営）と位置付けることを理念としています。

家族経営協定 で取り組む

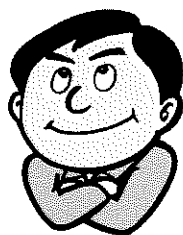
4



つの重点事項

家族みんなが経営参画

- 「家族経営協定」に家族構成員一人一人が調印し、みんなで農業経営を築いているという考え方に立つことが大切です。
- 女性や若者も経営に参画し、家族みんなで経営方針の協議や収益の分配等を行う「パートナーシップ経営」を確立しましょう。



女性農業者の地位確立

- 農業就業人口の約6割を女性が占めています。女性の農業労働・家事労働を適正に評価するとともに、農休日の確保等を図ることが重要です。
- お母さんや若妻さんの通帳を設け、「家族経営協定」を効果的に活用し、働きや経営の寄与に応じた確実な報酬の支払いを実現しましょう。



後継者の自立をバックアップ

- 農業経営の円滑な世代交替を実現するため、家族内で経営移譲の時期や方法を明確にするとともに、中・長期的な経営計画を立てることが求められます。
- また、農業後継者が、新規の経営部門を導入する場合に、両親は、資金調達、経営資産の貸与等、幅広い応援をしましょう。



法人経営の確立を支援

- 「農業経営の法人化が推進されていますが、そのためにも、まずは、「家族経営協定」を通じて、農業に従事する者の地位確立や経営管理の近代化を図ることが必要です。
- また、家族農業経営の法人化の後も、家族の就業条件の明確化や相続をめぐる調整等を実現するため、引き続き「家族経営協定」を行いましょう。



認定農業者の ぼやき

西目町湯保 斎藤 亨

りんごの摘果作業で忙しい最中の六月七日朝、降雹があった。まだピンプン球に満たないりんごにまんべんなく当たり、今ではそばかす状態である。そんなキズついたりんごの張り合いのない摘果作業をしながら、いろいろおかしな事を考えてしまう。

地域農業の担い手として、各地で認定農業者を増やしているようだ。「認定農業者」とは何だろうと考えたとき、あることに気づいた。ある役員会のこと、「〇〇は仕事でこれない」「△△は仕事で遅れる」こんな言葉がごく普通に使われている。と言うことは時間までに集まり、家にいて

「被害」に悩む我々《仕事無し》のような農業者はいつたいなんなのだろうか。そうか、会社勤めの人は、世間一般が認めた「認定会社員」と言うことか。農業に従事してきた者に対して、今になってやっと、農業者として認めたのが「認定農業者」ということか。しかし、そんな「認定農業者」の名簿に「認定会社員」の名前が並んでいることに驚くととも

に、価値が下がった感じがしてならない。五年後の農業ビジョンがあればそれで「認定農業者」に認めてしまいうことも、数あわせの安売りにしか見えない。これで良いのだろうか。暗中模索、先が読めないし見えない。「止まるも地獄、進むも地獄」と講演会での講師の言葉が頭から離れない。わが地域も、集落営農をしないと将来は見えてこない。しかし、船が出航を待っている状態であるのに、なかなか乗り込もうとしない。この次の船はいつになるかわからない。今すぐ乗るしか手は無いと思う。進むしかないのだ。

冷蔵庫の中の冷えたビールがチラついてきた。あの一杯が明日の糧になる。と思いつつ、さあ帰るとしよう。



Q&Aコーナー

- ◎ これからの農薬散布について
 - Q ポジティブリスト制度と農薬散布と、どのような関係があるのでしょうか？
 - A 基準が設定されていない農薬等が、一定量以上含まれる食品と加工品の流通を禁止する制度です。
 - Q 一定量とはどのくらいですか？
 - AQ 生産物と加工品に、〇・〇一PPMの農薬が検出された場合に適応されます。基準の設定と目的は？
 - AQ 国民の健康保護とポジティブリスト制度の円滑な施行
 - Q 基準をオーバーしているとどうなるのですか？
 - A 生産物の出荷停止と生産物の回収、そして一年間の出荷停止となります。
 - AQ この制度を採用している国は？
 - AQ EU、ニュージーランド、米国は〇・一から〇・〇一PPMとなつています。
 - AQ 残留農薬の減らし方はあるのですか？
 - AQ 一般的に、水洗い、皮むき、茹でる、揚げる等が農薬を減少させるとされています。
 - AQ 輸入品については？
 - AQ この制度が適用されます。
- まだまだ不安なことがあると思いますが、我々農家で、出来ることは適正に対応して行かねばと思います。
- 圃場の位置と、基準とされている農薬の使用と、防除機の残留農薬への注意等々、個人では対応できないところもありますが、近隣を考慮した防除をしてほしいと思います。

「頑張るアグリウーマン」

国道108号矢島地域から
鳥海方面に向かうバイパスの
中間点に、その看板はありま
した。

農道を少し入って見てみる
と「畑の学校」(矢島町生活
研究グループ)と書いてあり
ました。

近くにいらっしやったグル
ープのメンバーからお話を伺
うことが出来ました。

「生活研究グループとは地
域特産品開発、直売活動、加
工品作りや食農教育など、近
年は環境を考えた生ゴミの堆
肥作りや、地産地消の推進、
そして平成十六年からは『畑
の学校』を開校し消費者との
交流など、身近な課題や活動
を実践している女性の活動グ
ループです。

『畑の学校』のねらいは、
生産者と消費者が安全・安
心・環境に配慮した生産方法
や栽培技術・生産物の活用に
ついて学び、相互の交流を通

して、共に環境に優しい農業
生産等についての理解を深め
る為の活動です。」と話して
下さいました。
私たち農業委員の側面的な
活動を実践されているグルー
プ会員の皆様に、敬意を表し
紹介させていただきます。



栽培のコツを聞き入る生徒たち



意気込みが表れている手作りの看板の前で

『農家の皆さんからの、
記事・写真・ご意見・
ご要望等を募集してい
ます。
お気軽に最寄りの農
業委員または地元農業
委員会事務所へお寄せ
下さい。』



作業の後の楽しいひと時

● 農業委員会 ●

本庁 TEL.庶務班 24-6258
(本庄事務所) TEL.農政班 24-6259
TEL.農地班 24-6260

- 矢島事務所 TEL.55-4957
- 岩城事務所 TEL.73-2014
- 由利事務所 TEL.53-2114
- 大内事務所 TEL.65-2804
- 東由利事務所 TEL.69-2197
- 西目事務所 TEL.33-4614
- 鳥海事務所 TEL.57-2206

金子 徹・相庭 安一・今野 幹夫
佐藤 俊和・東海林正彦・渡辺 幹夫
岡田 實・高橋 賢一

— 会報編集委員 —